

## 独立行政法人北方領土問題対策協会 総合評価表(平成20年度業務実績)

評 価 項 目	評 価
I. 項目別評価の総括	
1. 業務運営の効率化に関する事項	<p>業務運営の効率化については、一般管理費の削減、業務経費の節約、札幌事務所の移転、契約における一般競争入札等の推進、セグメント情報の公表の充実等、真摯な取組が認められる。</p> <p>内部統制・ガバナンス強化については、職員に対して関係法令及び内部規程の徹底を喚起するなどの取組が認められるが、今後一層効果的な取組を期待したい。</p>
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 ② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 ③ わかりやすい情報の提供	<p>北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。</p> <p>青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指導者研修会、北方領土問題ゼミナール等の実施や、北方領土問題教育者会議の設立等が予定通り実施された。研修会や会議が活発に行われていることは将来の世代が関心を継続していくためにも望ましいものであると認められる。</p> <p>わかりやすい情報の提供については、協会ホームページの青少年向けページの充実化が図られる等の努力が認められるが、新たなコンテンツの検討等を通じて、なお一層広く関心を引きつけ有益なものとなるよう、更なる取組を期待したい。</p>
(2) 北方四島との交流事業 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人の相互交流 ② 専門家交流 ③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保	<p>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるとともに、国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割を果たしていると認められる。</p> <p>専門家交流については、教育専門家の派遣、日本語講師の派遣が着実に進められたと認められる。</p> <p>四島交流等事業に使用する後継船舶の確保については、平成20年度において、民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約（または協定）を締結する、とされていたが、技術的困難があったとはいえ、計画通りに契約締結に至らなかった。後継船舶の確保に向け、一層の努力を期待したい。</p>
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	<p>北方領土問題等に関する調査研究は、計画通り実施されたと認められる。今後、島民の意識の変化、四島のインフラの変化等の現地情報の収集および分析等が促進されることを期待したい。</p>
(4) 元島民等の援護 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 ② 自由訪問に対する支援	<p>元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援については、北方地域元居住者研修・交流会の実施、北方四島居住地図の作成等、適切な支援が実施されたと認められる。</p> <p>自由訪問に対する支援については、計画通り実施されたと認められる。</p>
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 ① 融資制度の周知 ② 関係金融機関との連携強化 ③ リスク管理債権の適正な管理	<p>平成20年4月1日の「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」の改正に伴う融資制度の変更に関する周知については、効果的な方法で広報が実施されたと認められる。</p> <p>関係金融機関との連携強化については、計画通り実施されたと認められる。</p> <p>債権の保全については、貸付にあたっての審査の厳格な運用や資格者の高齢化への対応等、適切な取組が行われていると認められる。</p> <p>信用リスクの管理については、「延滞債権督促マニュアル」を活用し、適切な管理が行われていると認められる。</p> <p>リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は2.65%であり、計画の3.31%以下の水準を維持しており、適切に行われていると認められるが、増加抑制に向けて一層の努力を期待したい。</p>
3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項	<p>予算の執行は、ほぼ収支計画のとおり実施されており、短期借入金は、貸付業務勘定で限度額以下の借入があったのみであり、剰余金の使途も適正に行われたと認められる。</p>
4. 施設及び設備に関する計画	<p>札幌事務所の移転による経費節減を図ったことが認められる。</p>

5. 人事に関する事項	各種事業を実施する上での業務量を考慮すると、極めて限られた人数で努力を行っていると思われる。
Ⅱ. その他の業務実績等に関する評価	特になし。
Ⅲ. 法人の長等の業務運営状況	<p>1. 理事長について 平成20年7月に理事長の交代があったが、新理事長も、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、調査研究及び北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護という北方領土問題対策協会の業務を、人数が限られた業務体制の中、リーダーシップを発揮して実施したと認められる。</p> <p>2. 専務理事について 貸付業務等の担当業務において理事長を適切に補佐し、事業の円滑な実施に寄与したと認められる。</p> <p>3. 監事について 契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を通じ、入札や契約行為が、国の基準に基づく内規に従い適正に実施されているかどうかについて、厳正な監査を実施したと認められる。</p>
◎ 総合評価（業務実績全体の評価）	長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中であって、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が行われている。中核となる事業についての取組、特に世論啓発や交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務については、その実績を高く評価する。